



県内建設業の現状と課題

資料：平成 17 年 8 月県土整備常任委員会より

1 本県における建設業の位置づけ

平成 15 年度の岩手県県民経済計算（速報値）によりますと、本県建設業の生産額は、県内総生産の約 8% を占めています。

また、平成 16 年事業所・企業統計調査によると、県内事業所における建設業の占める割合は約 10%、県内従業者における建設業従業者の占める割合は約 12% となっており、県内総生産、事業所数、従業者数におけるシェアから見て、建設業は本県における基幹産業のひとつとして位置付けられるものと考えられます。

表 1 県内総生産における建設業の割合

年度	平成 14 年度	平成 15 年度
県内総生産(名目)	45,638 億円	45,473 億円
うち建設業(名目)	3,822 億円	3,644 億円
建設業の占める割合	8.4%	8.0%

(平成 15 年度岩手県県民経済計算(速報))

表 2 県内における建設業事業所数の状況

	平成 13 年		平成 14 年		増減数	増減率
	実数	構成比	実数	構成比		
建設業	7,075	10.3	6,794	10.4	▲281	▲4.0
総数	68,387	100.0	65,229	100.0	▲3,158	▲4.6

(平成 16 年事業所・企業統計調査(調査時点 H16.6.1))

表 3 県内における建設業従事者数の状況

	平成 13 年		平成 14 年		増減数	増減率
	実数	構成比	実数	構成比		
建設業	72,457	13.0	62,555	11.9	▲9,902	▲13.7
総数	557,722	100.0	525,657	100.0	▲32,065	▲5.7

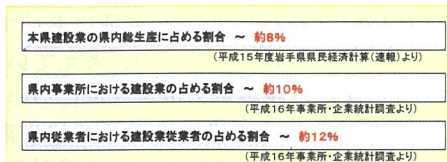
(平成 16 年事業所・企業統計調査(調査時点 H16.6.1))

続きまして、建設業を取り巻く現状についてご説明いたします。はじめに県内建設業許可業者数の推移(図 1)についてですが、建設業許可業者数は、平成 10 年度には 5,000 者を超えまして、平成 12 年度以降は小幅ながら 3 年連続して減少してはいましたが、平成 15 年度にはわずかながら増加に転じ、平成 16 年度もさらに増加して減少傾向にストップがかかった状況となっております。

次は、本県における建設投資額の推移と建設業許可業者数の推移とを比較対照したものを図 1 で示しています。

建設投資額は平成 12 年度から平成 15 年度まで減少傾向が続いているにもかかわらず、許可業者数は平成 15 年度以降やや増加傾向にあり、建設投資額と許可業者数のバランスの崩壊が一層進行しているものと考えられます。

本県における建設業の位置付け



県内総生産、事業所数、従業者数におけるシェアから見て、建設業は本県の基幹産業として位置づけられる。

表 1 は、県内総生産における建設業の割合について、平成 14 年度及び平成 15 年度の数字を示しています。

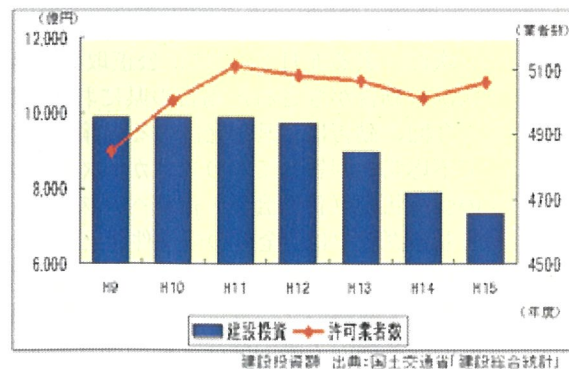
建設業の占める割合は、平成 14 年度で 8.4%、平成 15 年度で 8.0% となっており、平成 14 年度に比して、平成 15 年度は割合が若干減少(0.4 ポイント)しています。

次に、県内における建設業の事業所数の状況(表 2)ですが、平成 13 年度に比して平成 16 年度は、事業所数が全体においても、また、建設業においても減少しておりますが、建設業事業所数の全体に占める割合は平成 13 年度が 10.3%、平成 16 年度が 10.4% となっております。

次に、県内における建設業従業者数の状況(表 3)ですが、平成 13 年度に比して平成 16 年度は、全体で 5.7% 減少しているのに比べて、建設業においては 13.7% と大きく減少しており、建設業従業者数の全体に占める割合は平成 13 年度が 13.0%、平成 16 年度が 11.9% となっております。

以上のとおり、シェアにおいて若干の減少は見られるものの、依然として建設業は本県における基幹産業のひとつとして位置付けられるものと考えられます。

図 1 本県建設業許可業者数と建設投資額の推移



建設投資額 出典：国土交通省「建設総合統計」

続きまして、請負資格者数の推移についてですが、県が実施する入札に参加するためには、あらかじめ請負資格者名簿に登載されている必要がありますが、本県請負資格者数については、平成16年度までは約3,000者(実数)余りで、ほぼ横ばいの状況で推移してきました。

平成17年度において約1割ほど数が減少しておりますが、これは、平成17・18年度から土木工事、建築一式工事等の格付けを行っている業種において技術者要件の引上げを行ったこと等によるものと考えています。

次に、建設業の倒産状況についてご説明いたします。図2のグラフは、建設業とその他の産業の倒産件数を棒グラフに、全体の倒産件数を折れ線グラフで示しております。

本県の建設業の倒産状況は、平成14年度をピークに、平成15、16年度は減少しておりますが、倒産件数自体は40件を超えており、依然として高い水準で推移しております。

次は、県内建設業の倒産件数と新規許可申請件数(知事許可)を比較対照したグラフ(図3)をお示しております。

先ほど述べたとおり、倒産件数については平成14年度をピークに、それ以降、やや減少してきており、新規許可申請件数についても、平成12年度以降減少傾向にあります。数字的には倒産件数よりも新規許可申請件数がかなり上回っており、一概には言えませんが、許可業者数が全体的に増加傾向にあることが窺われます。

次に、県営建設工事の発注状況についてですが、図4のグラフは、県営建設工事の普通会計分(落札ベース)の発注金額と件数を示しています。

金額及び件数とも平成10年度をピークに減少しており、平成16年度の発注件数(約2,100件)は、平成10年度(約4,200件)の5割程度にまで落ち込んでいます。

また、平成16年度の発注金額(690億円余)は、平成10年度(2,090億円余)に比較すると約3分の1にまで減少しております。

以上、本県建設業を取り巻く現状につきまして、ご説明いたしました。建設投資額と建設業許可業者数とのアンバランスが進行しつつあるほか、県内建設業の倒産件数は、依然として高い水準で推移しており、県における発注量の減少ともあいまって建設業を取り巻く経営環境は、一段と厳しい状況下にあるものと考えております。

次に、去る6月21日に、公正取引委員会からなされた排除勧告に関連し、勧告を受けた企業の県営工事受注状況や勧告がなされた場合の県において想定される対応等につきましてご説明いたします。

今回の勧告は、県が発注する建築一式工事の入札参加業者91社に対し行われ、91社は、いずれも勧告に対して不応諾と回答しておりますが、次頁のグラフは、排除勧告を受けた91社の平成16年度における県営建設工事の受注状況(普通会計・落札ベース)を示しています。

左のグラフは、全体の受注件数と91社が受注した分の件数を示しており、全業種で見ると91社の方々は、建築以外に土木や舗装、その他というような工事を行っております。

同じく右側のグラフですが、全体の受注金額と91社が受注した分の金額を示しており、建築以外に土木とか、その他業種の工事の受注実績があります。

図2：県内建設業の倒産件数の推移

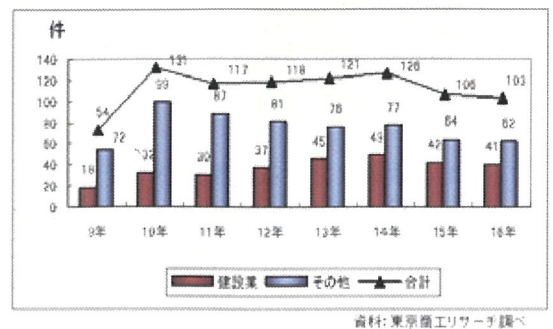
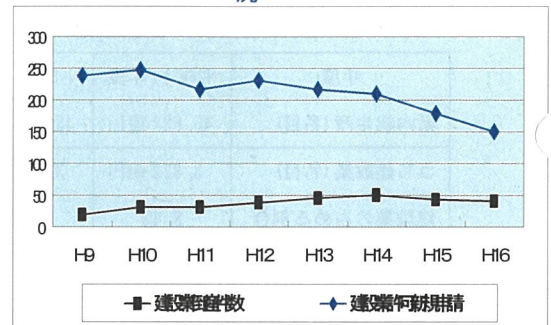
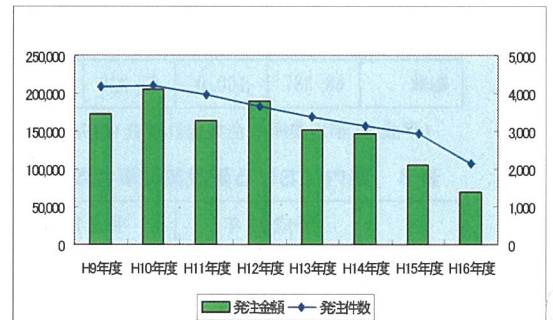


図3：県内建設業倒産件数と建設業許可新規申請の状況

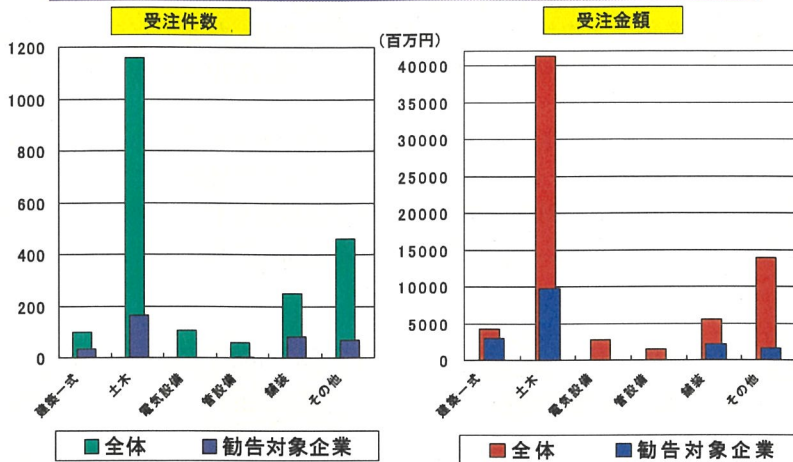


新規申請数：建設技術振興課調べ
倒産件数：東京商工リサーチ調べ

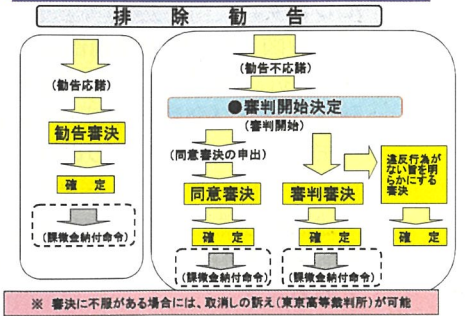
図4：県営建設工事の発注件数と発注金額の推移



平成16年度における排除勧告対象企業の受注工事の状況



公正取引委員会における排除勧告後のながれ



次に、公正取引委員会における排除勧告後のながれにつきまして、ご説明いたします。通常、勧告を承諾した場合には、公正取引委員会において審判手続を経ずに排除勧告と同趣旨の審決（勧告審決）を行います。

勧告審決が確定した場合には、入札談合物件について、ペナルティとして課徴金が課されることとなります。

勧告を承諾しない場合は、公正取引委員会において審判開始決定を行い、審判手続を経た後、違反事実の有無等についての審決（審判審決）を行います。

違反行為があった旨の審決がなされれば確定後、入札談合物件について、ペナルティとして課徴金が課されることとなります。

なお、場合によっては、審判において違反行為がなかった旨の審決がなされる場合もあります。

なお、公正取引委員会の審決に不服がある場合は、審決取消しの訴えを東京高等裁判所に提起することができます。

次に、入札談合等の独占禁止法違反の行為があった場合の県における対応ですが、県の指名停止措置基準においては、県内において独占禁止法違反の行為があった場合は12ヶ月の指名停止措置を行うこととしています。

また、指名停止については、過重措置等も定めており、該当する違法行為等を繰り返しているなど極めて悪質な場合には指名停止期間を最高2倍まで延長する場合があります。

次に、建設業法における対応ですが、本県では、建設業許可業者において独占禁止法違反の行為があった場合には、監督処分基準において、15日以上の営業停止処分とすることとしております。

公正取引委員会の排除勧告に関連する事項につきましては、以上のとおりとなっております。

指名停止措置について

⇒県内における独占禁止法違反は12か月

(排除勧告の数や過去3か年の指名停止実績により加重措置あり)

県営建設工事に係る指名停止等措置基準(別表第2)

措置基準	適用基準	期間
(独占禁止法違反) 4 県発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会の排除勧告に対する応諾が判明した場合(応諾を拒否したときは審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出た場合)若しくは公正取引委員会から課徴金納付命令が出され審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされない場合(事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決がでたとき)又は刑事告発がなされた事実が判明した場合。	12月

過重措置等 (指名停止等措置基準第4・第5)

●過去3年の指名停止実績がある場合⇒1か月過重	12月 ⇒ 13月
●情状酌量すべき特別の事由がある場合⇒2分の1まで短縮可能 (例: 発注機関職員から強要されて贈賄した場合など)	12月 ⇒ 6~12月
●極めて悪質又は重大な場合⇒2倍まで延長可能 (例: 該当する違法行為等を繰り返している場合など)	12月 ⇒ 13~24月
●審判手続に移行し、審決に至る経緯・内容により過重可能(1か月)	12月 ⇒ 13月

本県における建設業法による監督処分について

独占禁止法違反については、15日以上の営業停止処分

建設業法による監督処分基準(監督処分の具体的基準・抜粋)

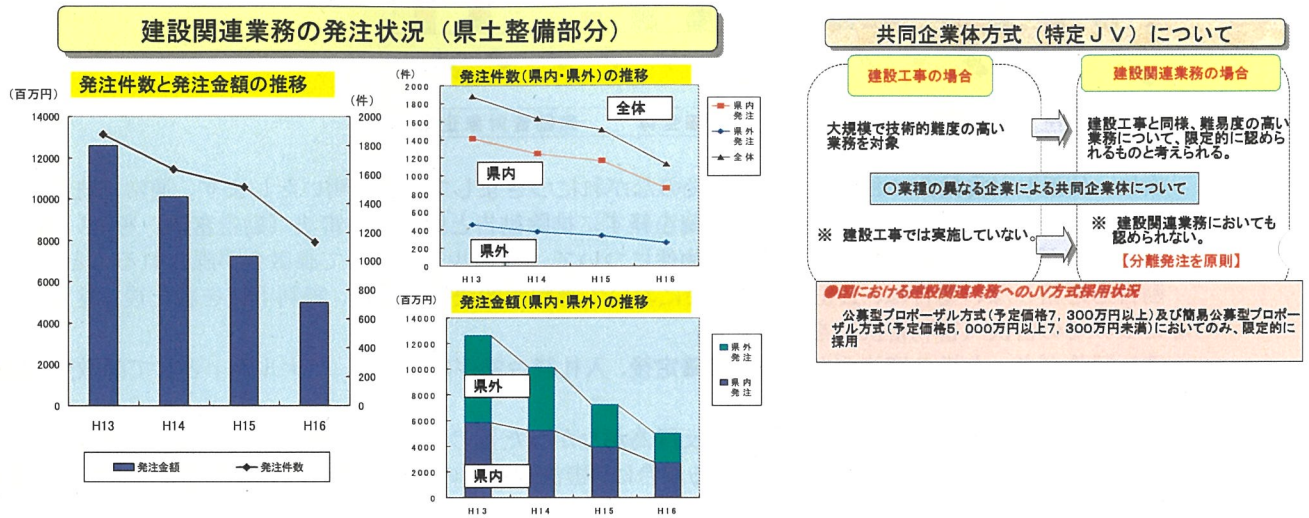
不正行為の内容	処分内容
1 建設業者の業務に関する談合・贈賄等 刑法違反(競売入札妨害罪、談合罪)、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反	⑤ 独占禁止法に基づく排除勧告の承諾、審決の確定又は課徴金納付の確定があった場合 営業停止 15日以上

次に、建設工事に関連しまして、測量や調査・設計等の建設関連業務の入札契約制度につきまして、ご説明いたします。

下の図には、県土整備部における建設関連業務の発注状況のグラフを示しており、左側のグラフが全体の発注件数（折れ線グラフ）及び発注金額（棒グラフ）の推移を示しておりますが、平成13年度から平成16年度まで、発注件数及び発注金額はともに減少しております。

また、中央の上下2つのグラフは、県内・県外別の発注件数と発注金額の推移を示しており、県内発注率を件数及び金額について見ると、件数ではおおむね70%台、金額ではおおむね50%台で推移しております。

建設関連業務につきましては、指名基準等に基づき、県内企業で受託可能と認められる業務については、今後とも県内優先発注を原則として、公平性、競争性を確保しながら県内への受注機会の確保に努めていくこととしております。



次に、建設関連業務における共同企業体、特定JVの考え方についてご説明いたします。共同企業体方式につきましては、建設工事の場合は、大規模で技術的難度の高い業務を対象として採用されております。建設関連業務においても、基本的に考え方は同様であり、技術的に難易度の高い業務について、限定的に認められるものと考えております。なお、業種の異なる企業による共同企業体方式については、建設工事では実施しておらず、分離発注を原則とする建設関連業務においても認められないものと考えております。建設関連業務の入札契約制度については、以上のとおりとなっております。

次に、現状における課題に対する県の取組み状況についてご説明いたします。

はじめに入札契約制度における取組み状況ですが、右の表にありますとおり、県ではこれまでも入札制度の改善に種々取り組んでまいりました。平成17年7月には、今回の排除勧告の問題を受けて、勧告を受けた業者からは入札の際にそれぞれ誓約書を徴することとしております。当面は、今回の排除勧告を受けた91社に限って行うこととしておりますが、誓約書の提出者がその入札において違反行為が判明した場合には、指名停止期間を2倍にまで延長することができることとしております。

また、新聞報道にもありますとおり、県では今回の公正取引委員会からの排除勧告の問題を受けて、入札改革の一環として9月1日からは全工事の入札で予定価格を事前公表することとしたほか、指名競争入札の指名業者を現行の10者から20者に増やすなどの方針を8月1日に開催された県入札制度改善等検討委員会において決定しております。

本県における県営建設工事入札契約制度改善の取組み		
導入時期	項	目
平成12年 1月	設計金額の事前公表(設計金額2億円以上)	
平成12年 2月	条件付一般競争入札の導入(設計金額2億円以上)	
平成12年 9月	指名業者の事前公表の廃止	
平成13年 1月	談合の場合のペナルティ強化(契約約款に発注者の解除権と賠償金(請負代金の10分の1)を明記)	
平成13年 5月	入札監視委員会の設置(入札監視と苦情処理)	
平成14年 8月	条件付一般競争入札の施工実績要件の緩和	
平成15年 7月	県営建設工事入札契約適正化委員会の設置	
平成15年 8月	地元優先条項を請負契約に付記(県内下請及び県内資材の活用を要請)	
平成16年 1月	受注希望型指名競争入札の導入(5千万円以上1億円未満)	
平成16年11月	予定価格の事前公表(条件付一般競争入札)	
平成17年 1月	電子入札の一部運用開始	
平成17年 7月	独占禁止法に基づく排除勧告を受けた者からの誓約書の徴収 違反行為が判明した場合のペナルティ強化 (指名停止期間2倍まで延長可能)	

次に、建設業全体にわたる課題への取組み状況についてご説明いたします。

先ほど、ご説明したとおり、建設業を取巻く現状を見ると、県内建設企業は厳しい状況に直面していることが認められます。これらの状況に対応するためには、課題として、公共事業に過度に依存しない経営体質の強化を図るなど、各企業、建設業団体、県が連携して建設業の構造改革に取り組んでいく必要性が認められます。

そこで、課題への取組みとして、現在、県が進めております建設業構造改革推進プロジェクトの概要につきまして最後にご説明いたします。県では、現在、プロジェクトに掲げている4つの事業を中心に取組みを行っております。

1つ目は、新技術等開発促進事業で、県内企業が独自に開発した新技術、新工法、新商品について、県営工事でモデル的に使用し、今後の販路拡大、活用機会の拡大等を図って、県内建設企業等の活性化を図ることとしております。

2つ目は、新建設産業創出モデル事業で、新分野進出等に意欲的・先進的な取組みを行っている企業の表彰制度を創設するなど、企業の経営体質強化への取組み意欲を喚起することとしております。

3つ目は、「新しいわて建設業振興指針」の関係でありまして、同指針の中間年である今年度に改訂を行い、今後の建設業の進むべき方向性を見直すこととしております。

4つ目は、「経営支援センター」への支援で、(社)岩手県建設業協会に設置されている経営支援センターが行うコーディネーターによる相談やアドバイザー派遣による企業への経営指導等の事業を、県として支援することとしております。

平成17・18年度は、構造改革の推進を目指して、以上の事業を中心に取組みを継続いくこととしております。

○建設業を取巻く現状

- ・国、地方を通じた厳しい財政状況により、近い将来、建設投資が大きく回復することは期待できない。
- ・建設投資は減少、県内建設業許可業者数は増加傾向、建設投資額と建設許可業者数のバランスの崩壊が一層進行
- ・建設業従業者数は減少、建設業における雇用環境が一段と厳しくなっている。
- ・県内建設業の倒産件数は、依然として高い水準で推移

○課題 構造改革の必要性

- 企業に求められるもの**
自己責任・自助努力による経営基盤の強化・雇用改善への取組みの積極的な推進
【公共事業に過度に依存しない経営体質の強化】
- 建設業団体の役割**
経営基盤の強化・雇用改善への取組みを積極的に推進する企業への支援
- 県の役割**
国・市町村等との連携を図りながら、建設業団体・企業への支援及びそのための環境整備 【経営体質の強化に意欲的に取り組む企業への支援】

建設業構造改革推進プロジェクト(H17~18)

■ 新技術等開発促進事業

- ・ 県内企業が独自に開発した新技術、新工法、新商品について、公共事業で利用可能かどうかを評価した上で登録を行い、県営工事でモデル的に使用し、今後の販路拡大、活用機会の拡大等を図る。

■ 新建設産業創出モデル事業

- ・ 新分野進出等に意欲的・先進的な取組みを行っている企業の表彰制度を創設するなど、企業の経営体質強化への取組み意欲を喚起し、建設業の構造改革を推進する。

■ 新しいわて建設業振興指針

- ・ 「新しいわて建設業振興指針」の中間年である平成17年度に、「建設業振興緊急アクションプログラム」の検証を踏まえた改訂を行い、今後の建設業の進むべき方向性を見直す。

■ 「経営支援センター」への支援

- ・ コーディネーターによる窓口相談
- ・ 経営革新講座(企業連携、新分野・新市場開拓等)
- ・ アドバイザー派遣による経営指導(企業合併連携等促進協業化、新分野・新市場開拓、新技術・新工法開発への支援)

建設業の構造改革の推進